

総合的な水田農業政策の確立に関する意見書

現在、米政策をめぐるっては、一部報道において「減反廃止」など連日様々な報道がなされており、生産現場では、かつてない大きな不安と混乱が生じています。

経営所得安定対策の見直しや生産調整のあり方については、日本の農政の根幹に関わるものであり、生産現場や関係者の意見を十分ふまえ、慎重に議論を進めていくべきであり、拙速な判断は将来に大きな禍根を残しかねません。

このため、今回の水田農業政策の見直しについては、農業者が安心して営農を継続できるよう、現行政策よりも拡充強化され、将来展望が見通せる総合的な水田農業政策となるよう、下記の点について強く要望します。

記

1 経営所得安定対策の見直しについて

(1) 米の直接支払交付金については、選択制の仕組みのもと、生産調整の強力なインセンティブとして機能していることから、円滑に需要に応じた生産が行われるまでを経過期間とし、その間の単価水準については固定すること。

また、単価水準については、生産現場が混乱しない適切な水準とすること。

(2) 新たな収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）と畑作物の直接支払交付金の対象者については、現場実態をふまえた要件設定とし、需要に応じた生産と水田フル活用の取り組みを行う地域の担い手とすること。

(3) 需要に応じた米生産のあり方が不透明ななかで、今後、米価の大幅な下落が懸念されるため、ナラシ対策だけではなく、地域の担い手のコスト割れを補填する仕組みを措置すること。

2 生産調整を含む米政策のあり方について

(1) 食糧法においては、国は、我が国の主食である米の需給と価格の安定をはかるとされていることから、引き続き、国は、米の需給と価格の安定に向けた対応に責任をもって取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年（2013）12月19日

出雲市議会